

鹿屋市告示第 145 号

鹿屋市移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 31 日 決 裁

鹿屋市移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市移動支援事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第195号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者又は障害児（以下「障害者等」）」を「障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」）」に、「障害者等の」を「障がい者等の」に改める。

第3条第1項各号、第2項及び第3項中「障害者等」を「障がい者等」に改める。

第4条第1項中「対象者」の次に「（以下「対象者」という。）」を加え、「障害者等で」を「障がい者等で」に改め、同項ただし書中「障害者等は」を「者を」に改め、同項第1号中「視覚障害者（児）」を「視覚障がい者（児）」に、「全身性障害者」を「全身性障がい者」に改め、同条第2項中「事業の」を削る。

第5条第1項中「事業対象者」を「対象者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区分			期限
第4条第1項 第1号から第3号までに規定する手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている者	身体障害者手帳等に要認定年月、次の判定年月日又は有効期限（以下「有効期限等」という。）が定められている者	鹿屋市（以下「市」という。）の障害支援区分の認定を受けている者	障害支援区分の認定の有効期間の末日又は有効期限等の属する月の末日のいずれか早い日
		市の障害支援区分の認定を受けていない者	利用承認日後3回目の誕生日の属する月の末日（以下「3回目誕生日末日」という。）又は有効期限等の属する月の末日のいずれか早い日
	身体障害者手帳等に有効期限等が定められていない者	市の障害支援区分の認定を受けている者	障害支援区分の認定の有効期間の末日
		市の障害支援区分の認定を受けていない者	3回目誕生日末日

身体障害者手帳等の交付を受けていない難病患者等	市の障害支援区分の認定を受けている者	障害支援区分の認定の有効期間の末日
	市の障害支援区分の認定を受けていない者	利用承認日が属する年度の末日

別表第2中「別表第2（第7条関係）」を「別表第2（第6条関係）」に改め、同表第1項第1号に注として次のように加える。

注 1 回当たりの時間に0.5又は1.0未満の端数がある場合、0.25未満であるときはこれを切り捨て、0.25以上0.75未満であるときは0.5とし、0.75以上であるときは1.0とする。

別表第2第1項第2号に注として次のように加える。

注 前号の注と同じ。

別表第2第2項に注として次のように加える。

注 前項第1号の注と同じ。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。